鳥取市雇用促進協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市雇用促進協議会補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市内の雇用創造及び雇用促進に関係している機関及び団体が 集まり、労働需給の均衡に向けた諸課題の解決を図る鳥取市雇用促進協議会の運営事 業に要する経費を補助することにより、鳥取市の経済の発展及び雇用創造並びに雇用 促進に資することを目的として交付する。

(補助金の交付対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市雇用促進協議会とする。

(補助事業の内容)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業は、鳥取市雇用促進協議会の運営事業とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の交付額は、前条の事業に係る経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、補助金の交付を受ける年度の4月3日までに行わなければならない。

(交付決定)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行 うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。